

リデュース・リユースの取組の強化について

1. 循環型社会の形成に係るこれまでの取組

廃棄物の処理については、高度成長期における家庭からの粗大ごみやプラスチック廃棄物、事業者の生産活動による産業廃棄物の増大に対応するため、昭和 45 年に廃棄物処理法が制定され、一般廃棄物は市町村の責任において、産業廃棄物は事業者の責任において処理する法的枠組みが構築された。

その後、廃棄物処理法に基づく各種基準の策定・改正や廃棄物処理施設に対する助成等を通じ廃棄物処理対策の推進強化が図られたが、廃棄物排出量は一層増大し、不法投棄問題も深刻化するとともに、周辺住民の反対により廃棄物焼却施設・最終処分場の建設は困難化していった。

こうした状況に対し、平成 3 年以降、排出事業者責任の徹底や産業廃棄物処理業者の適正化等の観点から累次に渡り廃棄物処理法を改正するとともに、廃棄物最終処分場の逼迫を解決する等の観点から、容器包装リサイクル法を始め、廃家電、建設廃棄物、食品廃棄物、使用済自動車について、個別リサイクル法が制定された。こうした制度改正により、廃棄物の適正処理やリサイクルによる減量化が促進されている。

これらに並行して、平成 12 年に循環型社会形成推進基本法が制定された。同法においては、環境負荷低減の観点から、第一に発生抑制（リデュース）、第二に再使用（リユース）、第三に再生利用（リサイクル）、第四に熱回収、最後に適正処分という優先順位で取り組むべきこととされている。

この循環型社会形成推進基本法の基本原則を踏まえ、平成 18 年の容器包装リサイクル法の改正により、容器包装廃棄物排出抑制推進員の委嘱や事業者に対する容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置を導入した。容器包装に関しては、同法の制定後、市町村における分別収集が着実に実施されており、容器包装プラスチックについて既に国民の 6 割が分別収集に協力しているなど、国民の環境問題に対する認識と協力も高まってきており、リデュース・リユースの取組を促進するための素地も整ってきている。

加えて、平成 19 年の食品リサイクル法改正により事業者の再生利用等の取組を強化するための定期報告制度を導入するとともに、今後業種別の食品循環資源の発生抑制目標を設定することとしている。また、家電リサイクル制度についても、元々、リユースする場合にはリサイクル義務が免除されるというリユース促進の仕組みが組み込まれているところであるが、さらに、制度見直しの報告書を踏まえ、中古家電のリユース・リサイクル仕分けガイドラインの策定作業が進められているところであり、様々な分野においてリデュース・リユースの促進に向けた施策が進められつつある。

これまで適正処分とリサイクルを中心として行われてきた循環型社会形成のための施策について、今後は、リデュース・リユースの促進にもより一層大きな力点を置きつつ実施していく必要がある。

2. リデュース・リユースの取組の強化に向けた具体的な施策

(1) 容器包装に係るリデュース・リユースの促進

改正容器包装リサイクル法による取組の強化

容器包装リサイクル法改正により、環境負荷の少ないライフスタイルの提案・実践を促す容器包装廃棄物排出抑制推進員制度（愛称：3R推進マイスター）を創設したのを始め、小売業等に対する排出抑制に向けたガイドラインの策定、容器包装多量利用事業者に対する排出抑制に向けた取組状況の報告義務付け等により、消費者・事業者双方の容器包装に係るリデュースの取組を促進している。

レジ袋削減に係る国内外の取組強化

レジ袋の削減に関しては、有料化や関係者間の自主協定等により、地域の実情を踏まえた地域ぐるみの取組が積極的に進められている。

また、G8環境大臣会合において、レジ袋等の使い捨て製品の削減を含めた「神戸3R行動計画」にG8各国が合意し、特にレジ袋削減については、日中韓三カ国が連携して対策を講じ、アジアや世界の国々に同様の取組を呼びかけることとなった。

ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会

ペットボトルを始めとした容器包装について、特にリユースの促進やデポジット等の活用による循環的な利用の促進に係る検討を本年3月から開始した。

(2) 使用済家電の適正なリユースの促進に向けたリサイクル・リユース仕分けガイドラインの策定

家電リサイクル制度の見直しに係る中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において取りまとめられた報告書の内容を踏まえ、使用済家電の適正なリユースを促進するため、小売業者等がリサイクルとリユースの仕分けの際に目安とできるようなガイドラインの策定について、専門委員会において検討を進めている。

(3) 食品リサイクル法に係る発生抑制に向けた取組

平成19年の食品リサイクル法改正を踏まえ、判断基準省令において食品関連事業者ごとの発生抑制目標を今後設定するなど、食品廃棄物のリデュースに向けた取組を推進している。

(4) リデュース・リユース重視の国民運動の展開

国民生活におけるリデュース・リユースの動きを着実に展開するため、シンポジウムの開催やWEBマガジン「Re-Style」等各種メディアの活用にも努めるとともに、リユースカップ導入実証試験やリペア普及促進実態調査、マイ箸の利用促進等の取組を実施している。

容器包装の3Rに向けた取組の促進

1. 改正容器包装リサイクル法に基づく措置

容器包装廃棄物排出抑制推進員制度 (愛称：3R推進マイスター)

- 環境負荷の少ないライフスタイルを提案し、その実践を促す活動を全国的に行っている17人の著名人等を、第1陣として平成19年5月に環境大臣が委嘱。
さらに、地域のオピニオンリーダー計52人を10月に委嘱。



「3R推進マイスター」と若林前大臣
(平成19年5月)

事業者に対する排出抑制を促進するための措置

- 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、小売業者に対し排出の抑制に向けたガイドラインを国が設定
 - ・ 目標の設定
 - ・ 容器包装の使用の合理化
(容器包装の有料化、容器包装を使用しないように誘引するためのポイント等の提供、マイバッグ等の提供、容器包装の使用に関する声掛け等による消費者の排出の抑制の促進など) 等
- 容器包装を多量に利用する事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告・公表・命令を行う措置を導入(年間使用量50トン以上の事業者が対象)



土屋前副大臣の出席の下、杉並区とサミット(株)、地元協議会がレジ袋の有料化に関する協定を締結(平成18年10月)

2 . 環境省と事業者との自主協定

- 我が国初となる容器包装廃棄物の3Rの推進に向けた取組に関する自主協定を、先進的取組を行うローソン、モスフードサービス、イオンと環境省が締結



若林前大臣とイオンの岡田社長が協定に調印
(平成19年4月)

3 . 3 R 普及啓発キャンペーンの実施

3 R 推進モデル事業

- レジ袋の有料化に向けた地域協定や、自治体によるリターナブルびんの分別収集など、先進的かつ全国展開可能な事業をモデル事業として支援

3 R 推進環境大臣表彰制度

- 優良小売店・製造事業者の評価やマイバッグ運動などの優良事例を表彰する制度
- 平成19年度は製品部門、小売店部門、地域の連携部門併せて11件が受賞

わたしがつくったマイバッグ環境大臣賞

- レジ袋等の削減のため、買い物に行く際のマイバッグ持参運動の推進

「もったいないふるしき」キャンペーン

- 大臣が先頭に立ち、「もったいないふるしき」を用いたキャンペーンの展開



平成19年度3R推進環境大臣賞受賞者発表会の様子
(平成19年10月)



もったいないふるしき

レジ袋削減に係る地域ぐるみの取組状況について

改正容器包装リサイクル法の施行から1年を経過したことを契機に、地方自治体の協力を得て、地域ぐるみの取組状況を、初めて全国レベルで取りまとめたもの（20年4月1日現在）。

1. 結果

レジ袋の有料化の他、地域通貨制(エコマネー) 地域ポイント制など、地域実情を踏まえて、様々な削減の取組が全国的に広がっていることを確認。

特に、住民、事業者及び地元の自治体が自主協定などを締結して、地域全体で連携・協働した取組を行っている地域では、盛り上がりを見せているのが特徴。

全国 28 自治体で有料化を実施。杉並区では条例を制定。25 自治体で自主協定を締結（年内に40を超過すると予想。有料化に伴い、マイバッグ持参率(レジ袋辞退率)が大幅に向上。）

有料化以外の手法でも、地域通貨制(エコマネー) 地域ポイント制による多数の住民や小売店舗などが参加し、全国で3,600万枚以上と大きな削減効果を上げていることを確認。

2. 今後の展開

引き続き、3R推進マイスターによる普及啓発活動、3R推進モデル事業の実施、環境大臣表彰などを通じて、地域特性を活かした取組が全国で進むことを期待。

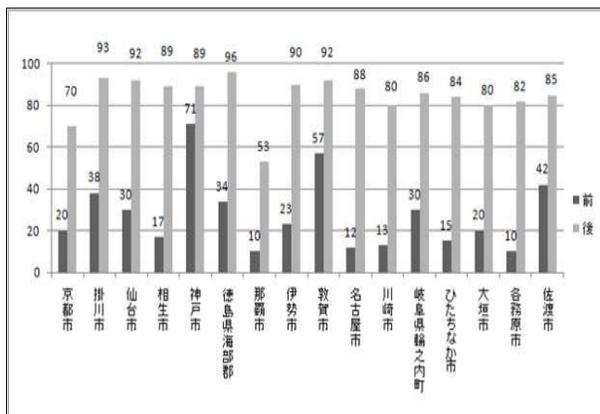
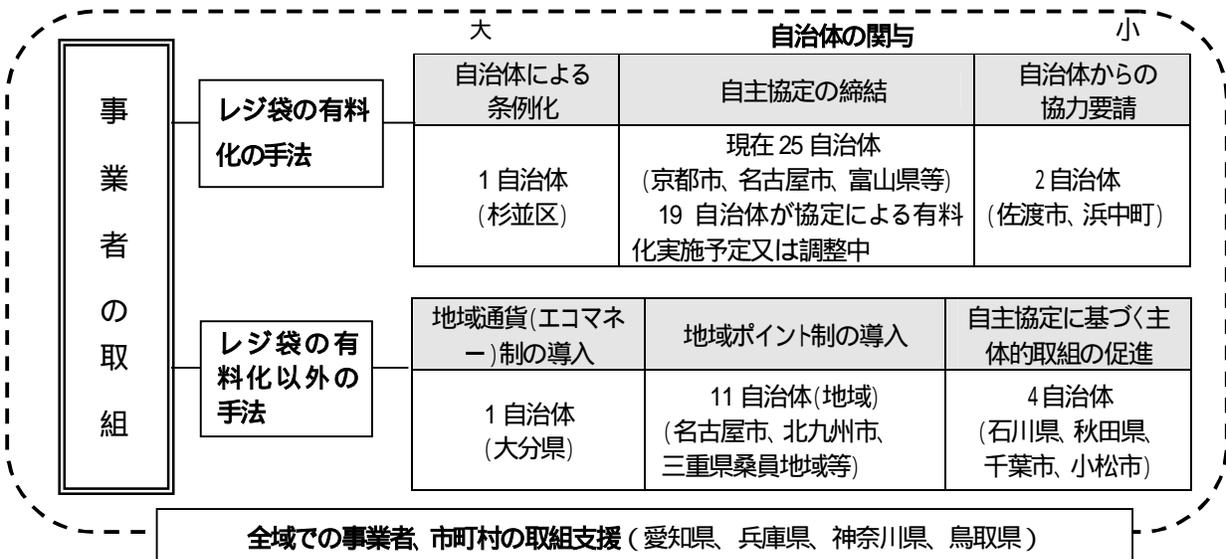


図1 レジ袋の有料化に伴うマイバッグ持参率(又はレジ袋辞退率)の推移

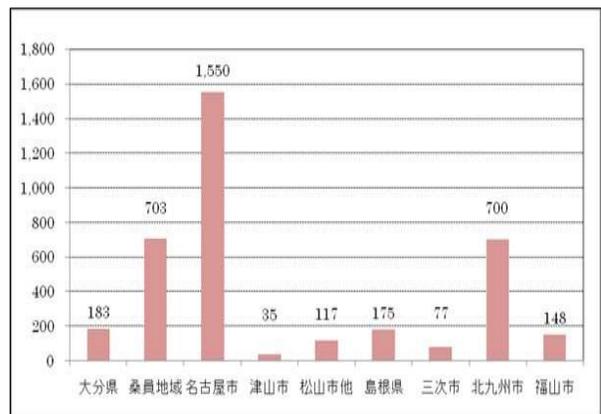


図2 地域通貨(エコマネー)制 地域ポイント制の導入によるレジ袋削減状況

ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会について

1. 設置の趣旨

循環型社会形成推進基本法においては、環境負荷低減の観点から、第一に発生抑制、第二にリユース、第三にリサイクル、第四に熱回収、最後に適正処分という優先順位で取り組むべきこととされている。

ペットボトルを始めとした容器包装廃棄物は家庭ごみの6割（容積比）を占める。これらの容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法に基づき、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を事業者がリサイクルすることを基本として施策が講じられてきた。同法の平成18年改正により、容器包装廃棄物の排出抑制を図るため、小売業者に対する指導、助言、勧告等の措置や、容器包装廃棄物排出抑制推進員による消費者への普及啓発等の措置が導入されたところであるが、今後は、こうした流れを加速させ、循環型形成推進基本法の理念に沿って、環境負荷の低減をより一層図っていく必要がある。

こうした観点から、本研究会においては、ペットボトルを始めとした容器包装について、特にリユースの促進やデポジット等の活用による循環的な利用の促進について検討する。

2. 本研究会の検討事項

本研究会は、ペットボトルを始めとする容器包装のリユースやデポジット等による循環的な利用に関して、例えば以下のような事項について検討を行う。

リユース・リサイクルの環境負荷の比較

容器のリユースに対する消費者の受容性や経済性

リターナブル容器の選択と回収を確保するための方策その他の社会システムの在り方

リターナブル容器の販売・回収・運搬・保管・洗浄

リターナブル容器の食品衛生の観点からの安全性と商品としての品質

リユース・デポジットの取組事例等の調査・整理

実証実験の実施

ペットボトルを始めとする容器包装のリユースやデポジット等の循環的な利用に関する今後の施策のあり方

等

3. これまでの検討状況

3月7日

ペットボトルを始めとした容器包装のリユース・デポジット等の循環的利用に関して考えられる論点について

- ・研究会として議論すべき論点について意見交換

3月25日

ペットボトルリサイクル推進協議会のヒアリング

- ・諸外国におけるリターナブルペットボトルに関する法規制や動向、食品衛生などリターナブルペットボトルに係る技術的な課題等についてヒアリング

パルシステム生活協同組合連合会のヒアリング

- ・ペットボトルリユースに関する実証実験の結果と今後の取組についてヒアリング

4月21日

ガラスびんリサイクル促進協議会のヒアリング

- ・リターナブルびんの現状、減少の背景、リターナブルびん促進のための取組・施策の方向性についてヒアリング

ペットボトルの回収を促進するための社会システムの在り方に関する論点

- ・規格の統一や表示、普及啓発、デポジット等のリターナブルペットボトルの回収を促進するための方策、リターナブルペットボトルの回収ルート等について意見交換

4. 今後

ドイツにおけるペットボトルリユースの状況等の視察（6月15日～20日）

ペットボトルのリユースに係る実証実験の実施

夏以降、ガラスびんなど、ペットボトル以外のリユース促進策についても議論

(参考)

ペットボトルを始めとした容器包装の
リユース・デポジット等の循環的な利用に関する研究会

- 委員名簿 -

(敬称略、50音順)

座長

安井 至 (国際連合大学名誉副学長、東京大学名誉教授)

委員

浅利 美鈴 (京都大学環境保全センター 助教)

織 朱實 (関東学院大学法学部 准教授)

西川 秋佳 (国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター 病理部長)

林 英一 (PETボトルリサイクル推進協議会 リターナブル分科会委員長)
(日本コカ・コーラ(株) テクニカルコマーシャリゼーション パッケージグループ グループマネジャー)

松永 和紀 (サイエンスライター)

馬奈木俊介 (横浜国立大学経営学部 准教授)

森口 祐一 ((独)国立環境研究所 循環型社会・廃棄物研究センター長)

若森 資朗 (パルシステム生活協同組合連合会理事長)

特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する

専門委員会の審議経過

(背景)

平成 10 年 6 月に制定された家電リサイクル法は、附則第 3 条において、施行後 5 年を経過した場合の見直しが規定されている。これを受け、平成 18 年 6 月に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に家電リサイクル制度評価検討小委員会(委員長:細田衛士 慶応義塾大学経済学部教授)を置き、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループとの合同会合において、必要な審議を頂き、本年 2 月に報告書が取りまとめられた。

本報告書において、小売業者が引き取った排出家電の適正な引き渡しを徹底する一方で、循環型社会形成推進基本法を踏まえ、リユース流通が適正な場合には、その促進を行うべきとの指摘がある。このため、小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制の強化及びリサイクル・リユースの仕分けガイドラインの策定に取り組むことが必要と指摘されている。

これを受け、環境省では、本年 2 月に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に「特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会」(委員長:細田衛士 慶応義塾大学経済学部教授)を設置し、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会との合同会合において、必要な審議を頂いている。

(審議経過)

20 年 2 月 26 日	特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会設置
3 月 18 日	第 1 回合同会合 小売業者による排出家電引取・引渡に係るチェック体制の強化及びリサイクル・リユース仕分けガイドラインの論点について審議
4 月 8 日	第 2 回合同会合 小売業者からのヒアリングを行い、リサイクル・リユース仕分けガイドラインについて審議
4 月 18 日	第 3 回合同会合 中古品事業者からのヒアリング
5 月 29 日	第 4 回合同会合 リユースガイドラインについて審議

新たな食品循環資源の再生利用等実施率の目標について

基本方針に規定

業種別の全体の目標値

業種別再生利用等実施率目標(重量ベース)

平成24年度までに、業種別に下記実施率目標を達成することを目標とする。

食品製造業 85% (81%) 食品小売業 45% (31%)
 食品卸売業 70% (61%) 外食産業 40% (21%) ()内はH17年度統計実績。

目標値は、個々の事業者の取組が計画どおり進んだ場合に、達成される水準として設定。

基本方針に定められた目標値を達成するため、食品関連事業者は以下の措置を講じる。

判断基準省令に規定

食品関連事業者が達成すべき目標値

食品関連事業者ごとの発生抑制目標

発生原単位が、主務大臣が定める期間ごとに、主務大臣が定める業種・業態ごとの基準発生原単位を下回ること。

$$\text{発生原単位} = \frac{\text{発生量}}{\text{売上高・製造数量等}}$$

分母は、食品廃棄物等発生量と密接な関係を有する数値を想定。

食品関連事業者ごとの再生利用等実施率目標

食品関連事業者の再生利用等実施率が、毎年度、食品関連事業者ごとに設定された当年度の基準実施率を上回ること。

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{当年度における発生抑制の実施量} + \text{再生利用の実施量} + \text{熱回収の実施量} \times 0.95() + \text{減量実施量}}{\text{当年度における発生抑制の実施量} + \text{発生量}}$$

熱回収の実施量については、熱回収省令に定める「熱回収の基準」を満たす場合のみ算入可能。

また、食品廃棄物の残さ(灰分に相当)率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮し、0.95を乗じる。

基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント(A)
 (但し、平成19年度の基準実施率は、平成19年度再生利用等実施率(実績)とする。)

増加ポイント(A) =

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

平成19年度再生利用等実施率が20%未満の場合は、20%として基準実施率を計算する。

(新)新循環基本計画の策定を受けた3Rの国民運動の展開

20百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

1. 事業の概要

循環型社会を形成するためには、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進が重要である。

そのうちリサイクルについては、各種個別法が制定され取組が行われているが、廃棄物の発生を抑制するリデュースや、追加する消費エネルギーや環境汚染が少ないことからリサイクルより優先されるリユースの取組をさらに推進していくことが必要である。

来春、策定予定である新循環基本計画においては、リデュース・リユースに関する取組の強化が求められる可能性が高くなっている。

最近、レジ袋の削減など各種リデュースの取組については進展しつつあるが、リペアやリユース食器の導入については十分に取り組みられているとはいえないことから、その対応を補うために「もったいない」の気持ちを活かしながら、国民1人1人のライフスタイルの変革を進めるための国民運動を展開していく。

2. 事業計画

- ・リデュース・リユースにつながる「リペア」(修繕等のサービスのみ)の取組については、その全体像が明らかではない。今後リペアの振興施策を検討していくために、まず、その全体像・課題・政策として支援可能な対象を整理する。
- ・リユース食器の導入実績が乏しい大都市圏を重点的に、大きな効果が見込まれる大規模イベントにおいて、リユース食器の導入実証試験を実施する。

3. 施策の効果

循環型社会の形成に向けて、国民に3Rの推進を身近な問題としてとらえてもらうことで、リデュース・リユースの取組を強化し、使い捨てに対する消費者の意識を変化させ天然資源の消費を押さえることで、環境への意識を高めるきっかけになり、最終的には一般廃棄物の減量につながることになる。

4. 備考

予算額 20,104千円

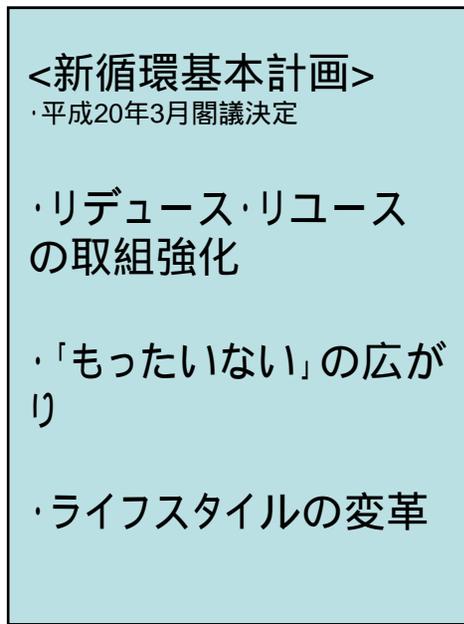
(内訳)

リペア普及促進実態調査 7,842千円

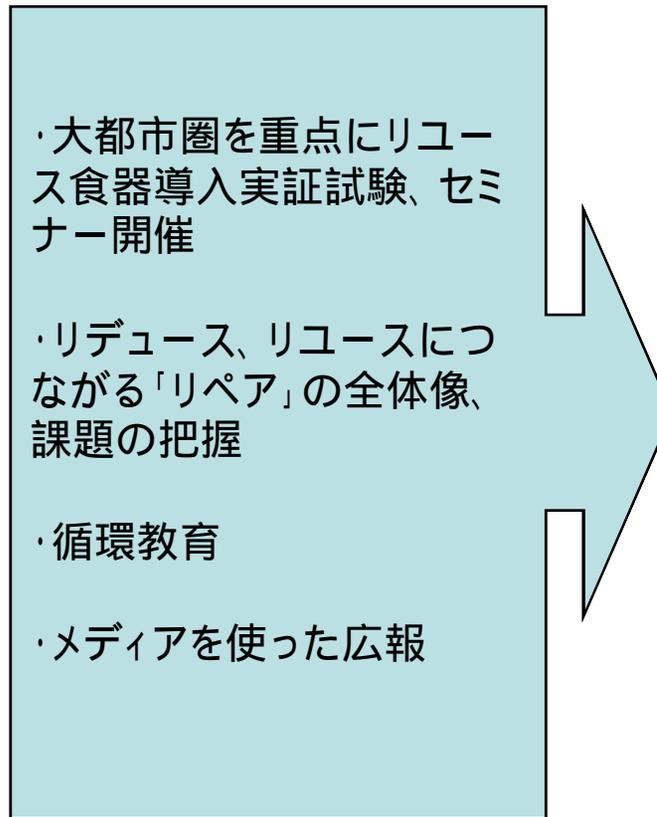
リユース食器導入実証試験調査 12,262千円

新循環基本計画の策定を受けた3Rの国民運動の展開

背景



具体的事業



目標

